

< 参考資料 >

佐賀県建設工事従事者の安全及び
健康の確保に関する計画

令和6年（2024年）3月



目次

第1	佐賀県計画の目的	1
第2	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	2
1	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	2
2	一人親方等への対応の必要性	4
3	建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保・育成	4
第3	方針・施策・事項	7
1	基本的な方針	7
(1)	建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な環境整備	7
①	適正な請負代金の額、工期等の設定	7
②	設計、施工等の各段階における措置	7
(2)	建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	8
(3)	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上による担い手の確保・育成	8
2	総合的かつ計画的に講ずるべき施策	9
(1)	建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	9
(2)	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	9
(3)	責任体制の明確化	10
(4)	建設工事の現場における措置の統一的な実施	11
①	建設業者間の連携の促進	11
②	一人親方等の安全及び健康の確保	11
③	労災保険特別加入制度の周知等	12
(5)	建設工事の現場の安全性の点検等	13
①	建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の推進	13
②	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	15
(6)	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	16
①	建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	16
②	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	17
3	施策を推進するために必要な事項	21
(1)	社会保険等の加入の徹底	21
(2)	建設キャリアアップシステムの活用推進	21
(3)	「働き方改革」の推進	22
(4)	墜落・転落災害の防止対策の充実強化	23

①労働安全衛生法令の遵守徹底等	23
②墜落・転落災害防止対策の充実強化	25
(5) 健康確保対策の強化	27
①熱中症、騒音による健康障害防止対策	27
②解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等	28
③新興・再興感染症への対応	29
(6) 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善	30
①女性の活躍促進	30
②増加する外国人労働者の労働災害への対応	32
③高年齢労働者の安全及び健康の確保	33
(7) 担い手の確保・育成の推進	34
第4 佐賀県計画の推進体制	38

第1 佐賀県計画の目的

建設業は、佐賀の未来をつくる素晴らしい仕事である。

完成した建設物は次世代へ引き継がれ、地図に残る「ものづくり」の喜びを感じることができ、その成果は社会貢献を実感し、周囲に誇ることもできる。さらに、県民の命と暮らしを守るためになくてはならないものである。

例えば、有明海に沿って延びる堤防や道路、世界とつながる唐津や伊万里の港、県民の命を守るダムは、建設業の方の貢献で長い年月をかけて築きあげられたものである。令和3年（2021年）の8月豪雨では発生直後から昼夜を問わず応急対応や復旧活動など迅速に対応され、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が発生した際には建設業の方々がいち早く駆けつけて厳しい作業に敢然と立ち向かった。大雪のときも、未明から除雪作業を実施されており、必要な社会基盤の維持になくてはならない存在である。

県民の日常生活や経済社会活動は全て、建設業を支える重要な担い手である建設工事従事者が、各現場で、永年の経験を活かし、培った技能を存分に発揮されているからこそ、成り立っているのである。

一方で、建設業は業種別死亡労働災害に占める割合が最も高く、また、県内建設業の就業者のうち55歳以上の割合は平成7年（1995年）の約2割から20年間で約4割と倍増している。

このことから、建設業が地域を支える重要な役割を維持していくためには、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上を図りつつ、新たな担い手を将来にわたって確保していくことが重要である。

このような中、平成29年（2017年）3月に建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）が施行された。

佐賀県建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（以下「佐賀県計画」という。）は、同法第9条に基づく都道府県計画として、発注主体を問わず、自然災害発生直後の応急対応や復旧活動などの危険な現場を含めた全ての建設工事について、佐賀県の地域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

建設工事従事者が安全安心な職場環境のもとで「働きやすさ」を実現し、また、一人でも多くの若年者等が建設業に従事しようとする契機となるよう、今後、市町や建設業者、関係団体・機関等（以下「市町等」という。）に広く情報提供するとともに、相互に連携・協力することにより、死亡災害「ゼロ」に向け、確固たる決意で一丸となって挑んでいく。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

全国の建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令（以下「労働安全衛生法令」という。）は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和47年（1972年）には2,400人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、令和4年（2022年）には281人まで減少した。昨今の災害発生状況をみると、平成27年の足場の組立て等作業従事者特別教育の義務化、平成31年のフルハーネス型墜落制止用器具の使用原則義務化、また、特別教育をはじめとした継続的な安全衛生教育の実施等関係者の努力の効果が現れてきているものと考えられる。

本県の建設業における労働災害の発生状況については、長期的には全国と同様に減少傾向にあるものの、死傷者数については、平成23年（2011年）から3年連続で増加した後、平成26年（2014年）からは増減を繰り返している（図-1）。

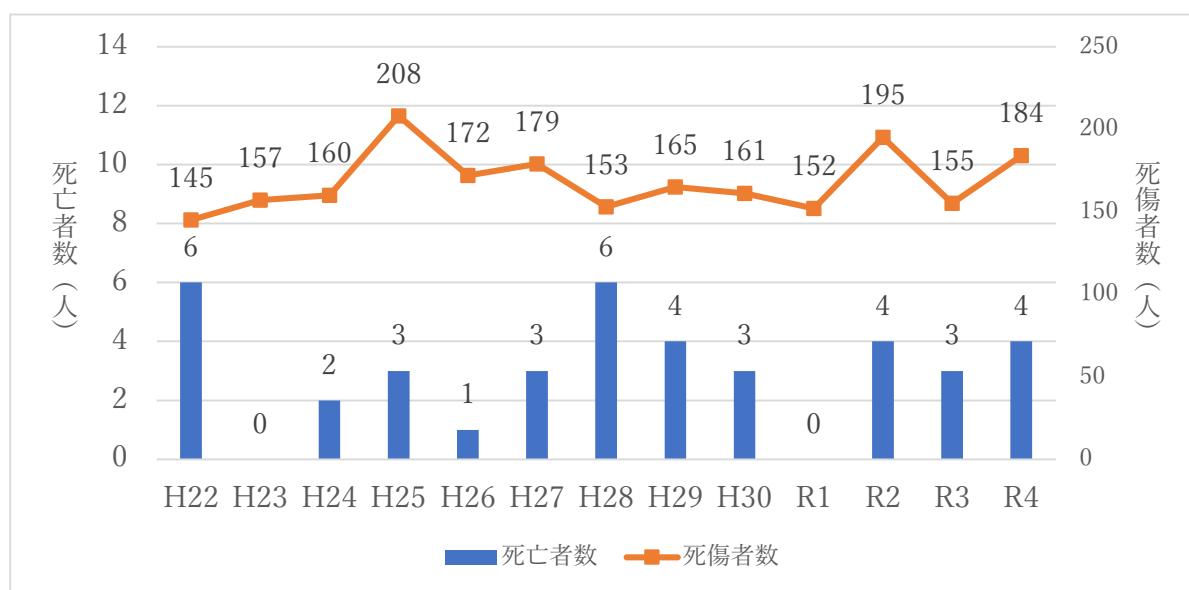


図-1 佐賀県内建設業における労働災害発生数の推移（出典：佐賀労働局「業種別労働災害発生状況（H22～R4）」）

また、佐賀県内の全産業に占める建設業死傷者数の割合は、全国のそれを常に上回って推移している（図-2）。

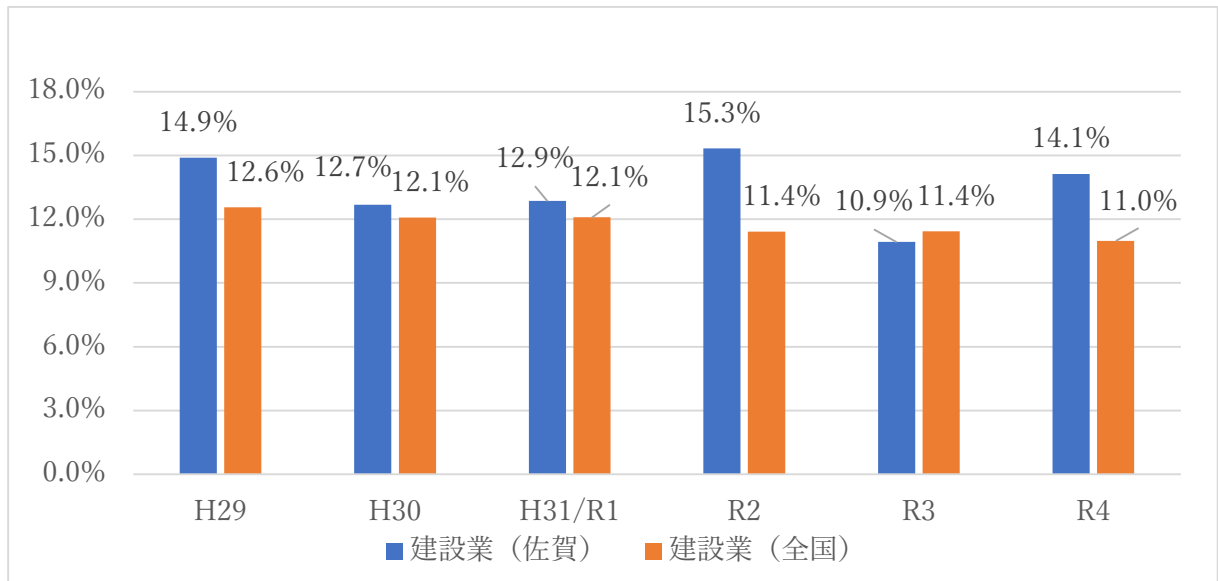


図-2 佐賀県内の全産業に対する建設業死傷者数（休業4日以上）の割合

（出典：厚生労働省「平成29年～令和4年 労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの）」）

死傷者数（人）

	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
全産業(佐賀県)	1,108	1,270	1,182	1,265	1,244	1,231
建設業(佐賀県)	165	161	152	194	136	174
全産業(全国)	120,460	127,329	125,611	131,156	130,586	132,355
建設業(全国)	15,129	15,374	15,183	14,977	14,926	14,539

このような佐賀県内の建設業における労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における重大な労働災害の撲滅に向けて、一層の実効性のある取組を推進するとともに取組の周知やフォローを行う必要がある。

また、昨今の災害発生傾向をみると、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害が多いことから、これらの災害に対応した対策を強化する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組が求められている。

また、i-Construction¹やインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（以下「インフラ分野のDX」という。）は、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進が求められている。

2 一人親方等への対応の必要性

いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、全国において令和4年（2022年）に72人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

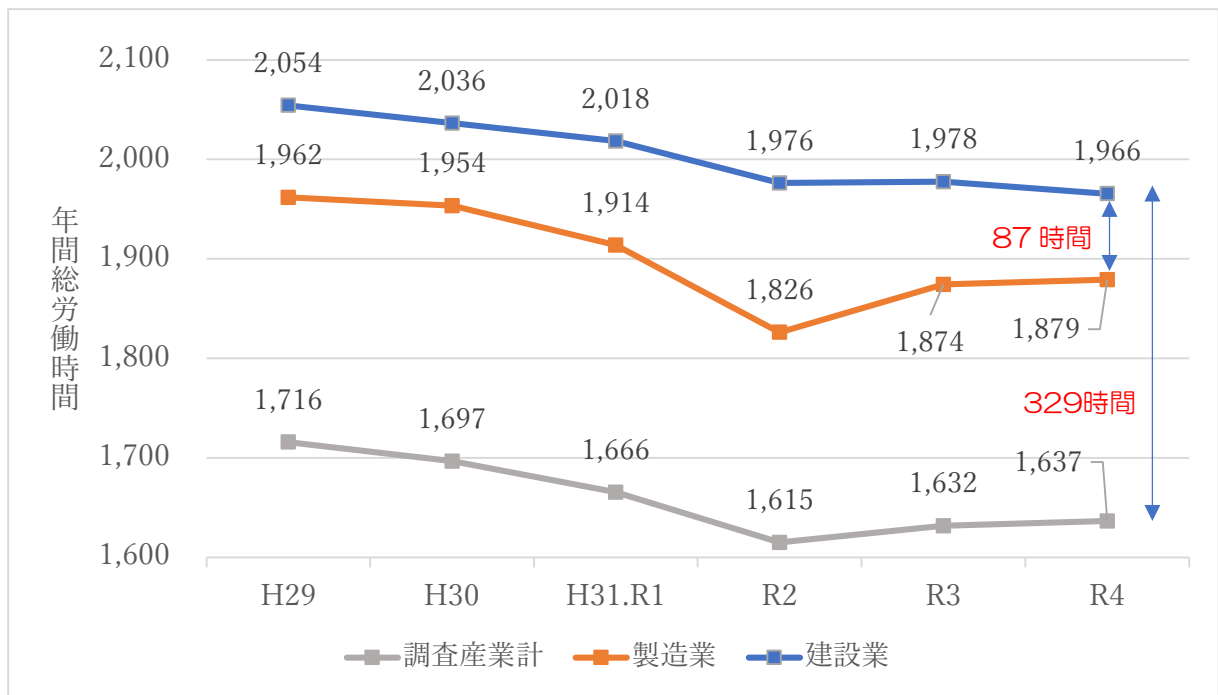
その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保・育成

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。

また、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている（図-3）。

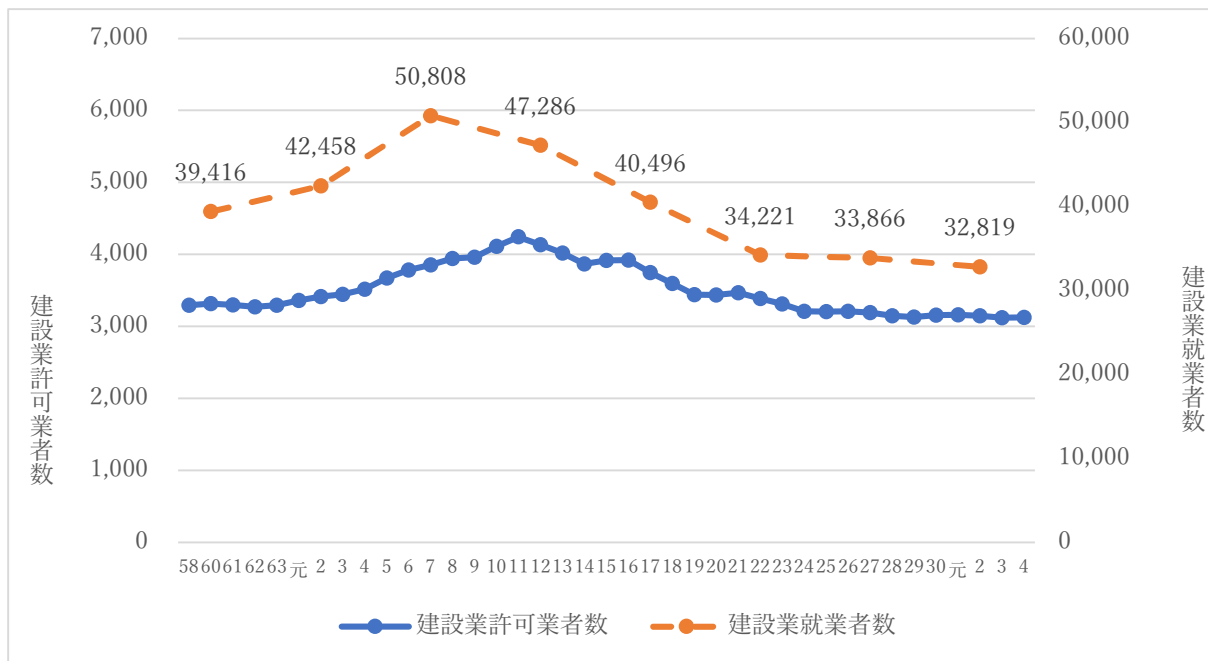
¹ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組



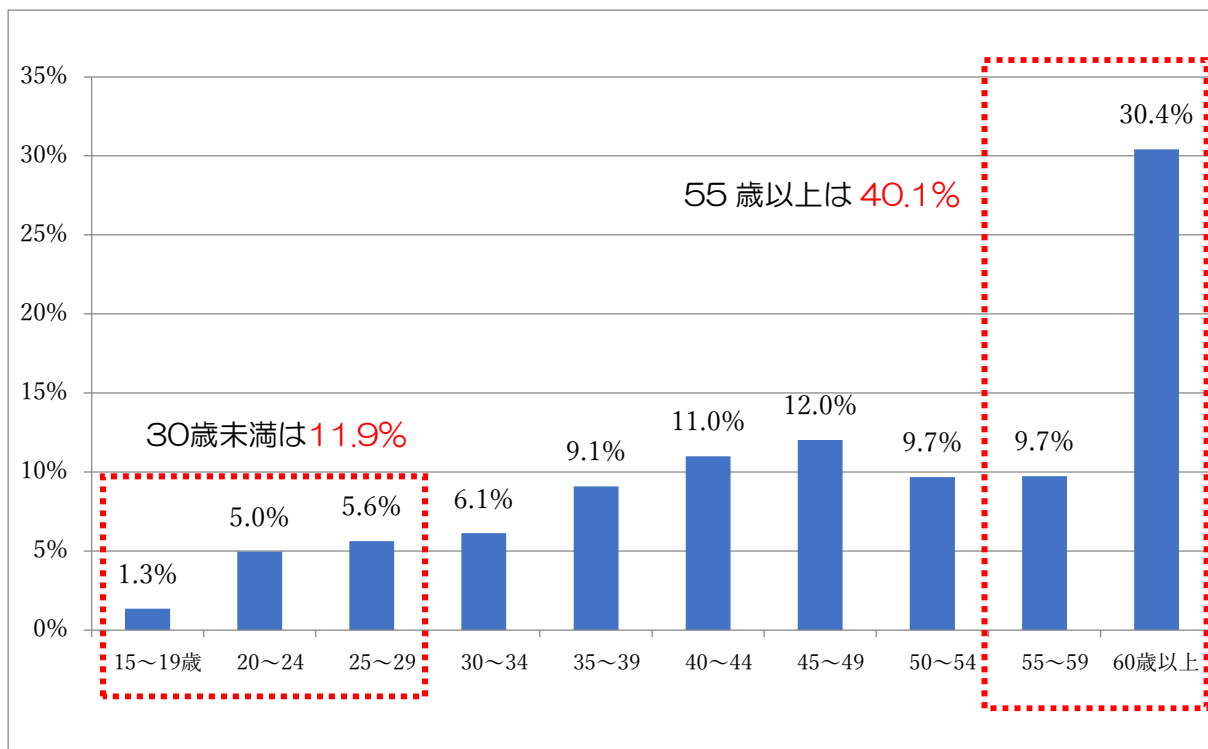
図－3 年間総労働時間の推移（出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に作成）

さらに、建設業については、現行では36協定で定める時間外労働の上限の基準は適用猶予とされているが、令和6年（2024年）4月1日以降、臨時的な特別な事情がある場合でも時間外労働の上限は原則として月100時間未満（休日労働を含む。）、年720時間となり、法改正に対応していく必要がある。このため、佐賀県内の建設業許可業者数及び建設業就業者数が減少し（図－4）、高齢化が進行している（図－5）中、新・担い手3法²や労働基準法（昭和22年法律第49号）を踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の間とし、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

² 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」



図一 4 佐賀県内の建設業許可業者数及び建設業就業者数の推移（出典：令和 2 年国勢調査を基に作成）



図一 5 佐賀県内の建設業就業者年齢構成（出典：令和 2 年国勢調査）

第3 方針・施策・事項

1 基本的な方針

(1) 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な環境整備

①適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

②設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、建設工事の現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが必要である。

さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction やインフラ分野のDXを効果的に推進することが有用である。

(2) 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることにより、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全及び健康確保並びに職場環境改善に係る取組を促進していくことも重要である。

(3) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上による担い手の確保・育成

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要である。その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、生産性の向上等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

さらに、こうした処遇改善等の成果を建設業の魅力として積極的に発信し、担い手確保を図ることも重要である。

2 総合的かつ計画的に講ずるべき施策

(1) 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。適正な請負代金の額は、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期に応じたものでなければならない。一方、安全衛生経費については、建設工種の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、その実態を踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。

また、安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者及び国民一般に対して理解してもらうよう戦略的に広報を実施する。加えて、労働安全衛生法令は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

【佐賀県の主な取組】

- ・ 最新の積算基準、労務・資材単価や施工の実態等を的確に反映した予定価格の設定
工事に係る積算基準、労務・資材単価等の定期改定及び臨時改定を実施する。
- ・ 建設業法に基づく立入検査や建設業者説明会等による法令遵守の徹底の呼びかけ
- ・ 建設業取引適正化推進期間（10～12月）において実施する九州地方整備局との合同立入検査
建設業取引適正化推進期間において実施する九州地方整備局との合同立入検査を行う。
- ・ 民間発注者や関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ
国が作成した建設業取引適正化推進期間ポスターについて、県内5土木事務所をはじめとした関係団体等に掲示を依頼する。
- ・ 元請負人に対する安全衛生経費等の適切かつ明確な積算に向けた指導
国の制度に準じ、県発注工事において、現場説明書の中で「フルハーネスを使用すること」、「法定外労災に加入すること」を明示した上で、現場管理費の補正を行う。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が完了しない見込みの場合は適切な工事延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等

により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

【佐賀県の主な取組】

・ 週休2日試行工事

建設業の労働環境改善の取組の一環として「週休2日試行工事」を導入し、建設業における週休2日の促進を図る。

なお、対象期間中の閉所状況に応じて経費の割増し補正、工事成績評定の加算を行う。

・ 公共工事における建設現場統一閉所

建設業の働き方改革を推進するため、県では国や市町と共に令和2年度（2020年度）から「建設現場統一閉所」を実施し、建設工事の現場の週休2日の普及に取り組む。

・ 余裕期間を見込んだ早期契約制の積極的な活用

建設資材、配置技術者及び労働者の確保のために余裕期間を設けて発注することにより、施工時期の平準化を図る。

【関係団体の主な取組】

(佐賀県建設業協会)

・ 県と連携して週休2日拡大の促進

(3) 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。

このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

【佐賀県の主な取組】

・ 民間発注者や関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ（再掲）

・ 適正な施工体制の確保

県発注工事では、一括下請負の禁止及び一部下請負申請書の提出を契約約款において定めている。

また、一部下請を業者が行う場合は、一部下請負申請書に加えて、場合によっては工事関係業者一覧表や施工体制台帳、施工体系図をもとに、発注者で一括下請負の疑義及び適正な下請価格であるか確認し、適正な施工体制を確立する。

(4) 建設工事の現場における措置の統一的な実施

①建設業者間の連携の促進

元請負人においては、建設工事の現場における作業間の連絡調整、下請負人が行う安全衛生教育への支援、建設工事の現場内の設備・機械等の安全確保等、労働安全衛生法令に基づく統括安全衛生管理を行う必要がある。

また、下請負人においては、作業計画の作成や元請負人への報告、自らが雇用する労働者の安全対策、下請負人同士の作業間の連絡調整等を行う必要がある。

なお、元請負人と下請負人とがそれぞれに求められる役割を適切に果たし、事故のない安全な建設工事の現場を築くためには、両者が良好な信頼関係のもと、日々緊密なコミュニケーションを保ちながら、安全性の確保に向けた各取組を進めることが求められる。

【佐賀県の主な取組】

・ 安全対策の徹底についての業者への啓発

県の入札参加資格を取得している業者に対して、公共工事における安全対策の徹底について、適切な対応を行うように要請するとともに、工事事故が発生した場合は、社会的影響等を勘案した上で、総合的に判断し、注意、警告又は指名停止等の措置を行う。

【国の主な取組】

・ 現場に対する臨検監督

労働基準監督署において、建設工事の現場に対して臨検監督を実施し、建設工事の現場内の設備・機械等の状況、安全衛生教育の状況、元請人・下請負人間等の連絡調整の状況等を確認し、問題が認められた場合は必要な指導を行う。

・ 災害防止団体等と連携した周知・啓発

災害防止団体等と連携し、講習会・説明会等を実施し、建設事業者として取り組むべき安全対策等について周知・啓発を行う。

また、災害防止団体が実施する安全パトロールに同行するなど、現場の状況を確認した上で、必要な助言を行う。

②一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事の現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者等による一人親方等の安全及び健

康確保のための措置の徹底を図るとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

【国の主な取組】

・ 労働安全衛生規則等改正省令の周知・啓発

工事関係者会議、説明会・講習会、安全パトロール、労働基準監督署による臨検監督等において、令和5年（2023年）4月に施行された一人親方等に対する一定の保護措置の義務化に係る労働安全衛生規則等改正省令について周知・啓発を行う。

・ 一人親方等に対する安全衛生確保対策等にかかる啓発

建設工事の現場において一人親方等の災害も多く発生していることから、工事関係者会議、説明会・講習会、安全パトロール、労働基準監督署による臨検監督等において、一人親方等の安全衛生確保対策について広く啓発を行う。



【一人親方等保護措置リーフレット】

【関係団体の主な取組】

（建設業労働災害防止協会 佐賀県支部）

・ 一人親方に対する安全衛生教育支援事業（厚生労働省からの委託事業）

- 一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生の研修会を開催
- 工事の内容、業種を問わずに対応、研修内容は、
 - ・ 建築工事の現場で行う一人親方等の安全衛生管理
 - ・ 安全衛生活動の進め方
 - ・ 災害事例

を中心に実施、研修時間は3時間で修了証を交付

・ 建設工事の現場における一人親方等に対する技術指導（現場パトロール）（厚生労働省からの委託事業）

- 経験豊富な指導員が作業方法の改善等、安全衛生水準の向上に向けたアドバイスを現場で実施
- 各地域の一人親方等の加入団体と連携して実施
- 原則工事内容や規模に関わらず実施可能

③ 労災保険特別加入制度の周知等

一人親方については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の

削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。

また、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、一人親方に対する労災保険の特別加入制度について周知を行う。

【国の主な取組】

・ 労災保険制度の適正な運用及び周知

現場において労働者として実態がある者について、労働者として取り扱い、適正な労災保険上の処理を行うよう事業場に対して指導・周知を行う。

・ 一人親方に対する特別加入制度の周知

【関係団体の主な取組】

(佐賀県建設労働組合連合会)

・ 労災保険特別加入制度への加入促進

組合では事務組合を設立しており、一人親方労災保険の特別加入制度について、相談があった場合は、加入の手続など対応を行う。

(5) 建設工事の現場の安全性の点検等

①建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の推進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムの構築及び運用を行う取組や、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超

えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工場の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

【国の主な取組】

・建設事業者による自主的な安全衛生活動の定着促進

説明会・講習会、安全パトロール、労働基準監督署による臨検監督等において、建設事業者による自主的な安全衛生活動が定着されるよう、指導・啓発・助言等を行う。

・災害防止団体が実施する安全パトロールへの支援

災害防止団体が実施する安全パトロールに労働局・労働基準監督署の職員が同行し、必要な助言等を行うとともに、パトロールを行う者の能力向上の支援を行う。

・労働局長パトロール等の実施

労働局長パトロール等を実施するとともに、広く周知を行い、建設事業者等の安全意識の醸成を図る。



【労働局長パトロール】

【関係団体の主な取組】

(建設業労働災害防止協会 佐賀県支部)

・安全指導者活動の推進

- 佐賀県支部では 53 人の安全指導者を擁し、県内建設現場の安全パトロールを随時実施しており、不具合な箇所や状態、不安全行動等を認めた場合は、改善方法を具体的に提案して安全衛生指導を実施する。
- 関係行政機関の労働災害防止に関する法改正や行政通達が発出された場合、履行すべき事項などについてタイムリーに周知活動を実施する。
- 安全指導者の資質を向上させるための研修会を開催



【修了証携帯の確認状況】

(佐賀県建設労働組合連合会)

・木造住宅の現場安全パトロール

組合では監督署の協力を得ながら、木造住宅現場を中心にパトロールを行う。外部・内部の足場の状況や電動丸鋸の安全装置の確認、ヘルメット等の安全用具の確認等を行いながら現場での安全指導を実施する。

住宅現場では、1人で作業をしている現場もあり、事故があった場合に誰も気づかないケースが発生しないよう、そのような現場では注意などを呼びかける。

また、機関会議でのパトロール実施報告や学習会等を実施する。フルハーネス着用義務化については、組合員への広報周知や、フルハーネス特別教育の実施、フルハーネス購入の斡旋等対応を行う。



【現場安全パトロール】

②建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及・推進に向け、海外におけるBIM³ (Building Information Modeling) の安全衛生対策の活用事例も含め、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及に努める。

また、ICT建機やUAV (無人航空機) を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

併せて、生産性向上に資する革新的な仮設機材の開発に取り組む事業者を支援する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できるNETIS⁴を活用した「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

このほか、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策等作業環境の改善を図る。

³ コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム

⁴ 新技術情報提供システム「New Technology Information System」の略で、国土交通省が運用している新技術にかかる情報の共有及び提供するためのデータベース

【佐賀県の主な取組】

・ 入札参加資格審査において、労働災害防止に積極的に取り組む建設業者を評価

入札参加資格審査の際、建設業労働災害防止協会の活動に積極的に参加している建設業者に加点する。

・ ICT活用工事

建設工事の現場の生産性向上を目的として、測量・設計・施工・施工管理・納品の段階で3次元データを活用するICT施工技術を活用する工事には、経費の割り増し及び工事成績評定の加算を行う。

・ ICT建機等を購入する事業者を対象に導入費用の一部を補助

県内に主たる事業所を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格を有する者に対し、ICT建機や3次元測量機器等の導入費用の一部を補助する。

・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正

工事期間に占める真夏日の割合に応じて現場管理費を割増補正する。

【国の主な取組】

・ 高度安全機械等導入の普及促進

近年の技術の進展に伴い開発されている高度な安全性能を有する車両系建設機械等の導入等の経費の一部を補助する高度安全機械等導入支援補助金について、周知及び活用の勧奨を実施する。

(6) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

①建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法令で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進する。

また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

【佐賀県の主な取組】

・ 入札参加資格審査において、労働災害防止に積極的に取り組む建設業者を評価（再掲）

・ 経営者セミナーの開催

建設業の将来を支える人材を多角的に育成するとともに、経営者側からも建設工事従事

者の安全や健康を最優先に考える気風の醸成を図り、建設業の就労改善に取り組むことで、建設業界における就業者の定着・活躍を目指す。

また、工事施工時の安全・健康対策に関する取組事例や先進事例の紹介を行うことで、建設業者の安全及び健康の確保に関する意識の向上を図る。

【国の主な取組】

・ 建設事業者による安全衛生教育の促進

説明会・講習会、安全パトロール、労働基準監督署による臨検監督等において、建設事業者による安全衛生教育が継続的・定期的実施されるよう、指導・啓発・助言等を行う。

また、適切な安全衛生教育が実施されるよう、建設事業者・災害防止団体等に対して、必要な資料等の提供を行う。

【関係団体の主な取組】

(建設業労働災害防止協会 佐賀県支部)

・ 専門工事業者等への安全衛生活動支援事業（厚生労働省からの委託事業）

建設業の労働災害の一層の減少を図るためには、災害発生件数の多い専門工事業者及び中小建設業者（以下「専門工事業者等」という。）の安全衛生活動の活性化が重要である。そのため、専門工事業者等を会員とする団体と連携し、集団指導や技術研修会、現場パトロール等を通じて専門工事業者等の安全衛生活動を支援することにより、専門工事業者等の安全衛生管理水準の向上を図る。



【ユニック事故防止研修会】

②建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業における若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高いことも踏まえつつ、建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした、建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設業者等を表彰することを通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にもつなげる。

併せて、各建設工事の現場における建設工事従事者のメンタルヘルス対策、アスベスト飛

散防止対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する。

【佐賀県の主な取組】

・ 建設工事従事者の安全健康確保に関する意識啓発ポスターの作成及び配布

建設業は重大な労働災害の発生割合が高く、建設工事従事者の就労環境改善が課題となっている。そのため、ポスターとチラシを作成して関係機関等に配布し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発を図る。

・ 入札参加資格審査において、従事者の健康づくりに積極的に取り組む建設業者を評価

入札参加資格審査の際、「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行い優良企業として認定された建設業者に加点する。

【国の主な取組】

・ 建設事業者による自主的な安全衛生活動の定着促進（再掲）

・ メンタルヘルス対策への取組

監督指導等においてメンタルヘルス対策について指導等を行うとともに、資料の提供等を行う。

また、「佐賀産業保健総合支援センター」と連携し、建設事業者におけるメンタルヘルス対策の支援を行う。

・ アスベスト飛散防止対策への取組

労働基準監督署による臨検監督等において、アスベスト飛散防止対策の状況を確認し、問題が認められた場合には、必要な是正・改善指導を行う。

また、石綿障害予防規則等の改正について周知を図る。

【関係団体の主な取組】

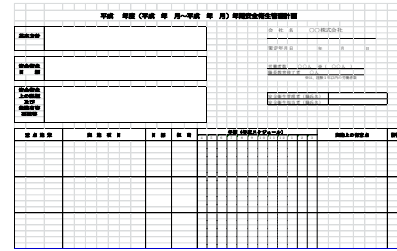
(建設業労働災害防止協会 佐賀県支部)

・ 危険性、有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）

リスクアセスメントは、現場に潜在する労働災害の発生となる危険性又は有害性を特定し、特定した危険性又は有害性を負傷又は疾病の発生する「可能性の度合」と負傷又は疾病の「重篤度」でリスクを見積もり、優先度の高いものからリスク低減措置内容を検討及び実行して、安全衛生水準の向上を図るものであり、全ての会員事業場にその実施を推奨する。

・建設業における年間安全衛生計画書の策定

建設業における労働災害の防止を図るためには、年間を通じて実効ある安全衛生活動を展開することが不可欠である。そのためには、労働災害防止対策に係る年間安全衛生計画の策定は欠かせないことから、傘下の会員事業場全てに実現可能な「年間安全衛生計画書」の自主的な策定を依頼する。



年間安全衛生計画書様式は、表紙と表の2部分に分かれています。表紙には「事業場名」「所在地」「代表者名」「代表者住所」「代表者電話番号」「代表者メールアドレス」などの入力欄があります。表は「期間」「項目」「内容」の3つの列があり、縦横の罫線が施されています。

【年間安全衛生計画書様式】

・建設業におけるメンタルヘルス対策

建設業の場合、多くの就業者が働く場は建設工事の現場であり、そこでは一定の工期の中で複数の事業者が混在し、日々人員が入れ替わりながら仕事が進められている。そして、ここに携わる事業者の多くは従業員数 50 人以下の中小規模建設事業者であり、ストレスチェック制度義務化の対象となっていない。

こうしたことを踏まえ、建設業の場合、安衛法等で定める事業場単位のメンタルヘルス対策とともに、建設工事の現場での取組も併せて進めることが効果的であることから、「建災防方式健康KY（危険予知）と無記名ストレスチェック」の普及に取り組む。

・死亡災害ゼロ運動の推進

県内の建設工事の現場における死亡災害の絶滅を図り、建設作業員が安心して働ける安全で快適な職場づくりを目指し、「死亡災害ゼロ運動」を推進し、所要の成果があった場合には表彰を行う。

また、同運動の周知のため啓発ポスター 2 種類 1,600 枚を印刷配付し啓発を行う。



【死亡災害ゼロ運動のポスター】

・各種週間、期間、月間の重点事項を定めての取組

- 全国安全週間（7/1～7/7）、準備期間（6/1～6/30）
- 全国労働衛生週間（10/1～10/7）、準備期間（9/1～9/30）
- 建設業年末年始労働災害防止強調期間（12/1～翌年 1/15）
- 建設業年度末労働災害防止強調期間（3/1～3/31）

例年、年末年始及び年度末の工事が輻輳するこの時期に、建設現場において労働災害が多発する傾向があることから、これに歯止めをかけるため、重点実施事項を定めた強調期間等の実施要領を策定し、会員等に対して周知を行う。



・佐賀県建設業労働災害防止大会の開催

会員事業場である県内建設業の経営者、安全衛生関係者が一堂に会し、優良事業場表彰、安全功労者表彰、安全の誓い採択などを行い、安全衛生意識の高揚を図る。

(佐賀県電気工事業工業組合)

・ **建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発**

電気工事業者の安全及びゼロ災害の啓発のため、組合員に対して安全ビデオ・DVDの貸し出しや組合主催の安全大会並びに安全標語の募集等を行い、安全意識の向上を図る。

○ 安全ビデオ・DVD等の貸し出し

組合員企業内での朝礼や会議等での使用のために、組合で購入している安全関連ビデオ及びDVDを組合員に貸し出して、安全啓蒙の推進を図る。

○ 安全大会の開催

全組合員を対象とした「佐賀県電気工事業安全大会」を毎年開催しており、労働局からの安全講和や組合員による安全に関する意見発表等を行い、安全第一を掲げ無事故無災害の意識高揚を組合員に周知徹底する。



○ 安全標語の募集

組合員に対して安全標語の募集を通じて、労働災害防止について考えてもらおうと毎年行っており、全応募者には応募賞を、入賞者には表彰と賞品を授与している。

また、金賞作品については、ポスターとして作成し、全組合員に配布する。

■ 令和4年度(2022年度)金賞作品

「慌てるな 急ぐ時ほど 一呼吸」

3 施策を推進するために必要な事項

(1) 社会保険等の加入の徹底

佐賀県では、社会保険の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、これまでに建設業許可申請時の未加入業者への指導、入札参加資格審査における未加入業者の排除等の取組を段階的に進めてきた結果、加入率は着実に上昇しており、令和2年10月からは、建設業許可・更新において社会保険の加入が要件化された。しかし、社会保険の加入に必要な法定福利費について十分な確保ができていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保並びに建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要性や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

【佐賀県の主な取組】

- ・ 入札参加資格審査において、社会保険未加入業者を除外

入札参加資格審査の際、社会保険未加入業者からの申請を受け付けない。

- ・ 立入検査における下請業者の保険加入指導状況等の確認

建設業者への立入検査時、下請業者の保険加入状況等について確認する。

- ・ 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ（再掲）

- ・ 受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務付け

法定福利費については、契約時に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費を明示させることを約款に定めている。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールに基づき、システムに登録・蓄積される情報を活用して、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

【佐賀県の主な取組】

- ・ 建設業許可及び経営事項審査におけるチラシ配布による周知

建設業許可及び経営事項審査の結果通知を行う際、建設キャリアアップシステムに関するチラシを同封することで周知を行う。

・建設業者説明会等における建設キャリアアップシステムの周知

【関係団体の主な取組】

(佐賀県建設業協会)

・建設キャリアアップシステムの登録・活用推進

- 建設キャリアアップシステムの登録・活用促進を図るための研修会等の実施
- 建設業振興基金が実施するカードリーダーの無償貸出等への協力

(佐賀県建設労働組合連合会)

・建設キャリアアップシステムの活用推進

建設業の職歴や資格などを蓄積することにより、経験と技能に応じた処遇改善が受けられるようにするため、登録の推進をはじめ、手続の相談や建設キャリアアップシステムについての学習会を行いながら推進を行う。

(3)「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取りづらいことや、他産業と比べて労働に対して賃金が低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進め、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。

また、建設業の働き方の変革や魅力向上につながるインフラ分野のDXを推進する。

さらに、過度な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

併せて、教育訓練の充実やキャリアパス（職歴の道筋）の提示を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行うとともに、在職中の労働者に対する職業訓練の実施による事業主への支援を行う。

【佐賀県の主な取組】

- ・職場環境改善に取り組む事業者への専門家（社会保険労務士等）派遣
- ・ワーク・ライフ・バランス優良企業や認定制度の周知広報や、短時間勤務など多様な働き方の普及促進
- ・働き方改革専門コンサルタントによる個別支援及び取組過程や成果の周知
- ・週休2日試行工事（再掲）

- ・ 公共工事における建設現場統一閉所（再掲）
- ・ 建設業者説明会等における労働時間削減に関する法制度の周知
- ・ 入札参加資格審査において、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む建設業者を評価

入札参加資格審査において、「さが子育て応援宣言事業所」として登録し宣言内容を実施した建設業者に加点する。

【国の主な取組】

- ・ 時間外労働上限規制への取組

工事関係者会議、説明会等において、時間外労働上限規制を含む改正労働基準法等に関する説明会を実施し、建設事業者の法令遵守の徹底を図る。

また、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による個別訪問により、改正労働基準法等の内容を周知するほか、建設事業者の労務管理改善に向けた具体的な取組について周知を図る。

【関係団体の主な取組】

(佐賀県建設業協会)

- ・ 県と連携して週休2日拡大の促進（再掲）

(佐賀県建設労働組合連合会)

- ・ 働き方改革の推進

働き方改革関連法が令和2年（2020年）4月から順次施行されており、労働時間や休日のあり方など労働者を雇う事業所は適切な対応が求められている。組合では全建総連で作成したパンフレットを活用した学習会や、組合員への広報など行う。

また、職種によってそれぞれ働き方が違うので、労働時間や休日のあり方など一律に設定が難しくなっている。このような組合員からの相談については、佐賀県社会保険労務士会の働き方改革無料相談窓口を活用しながら対応を行う。



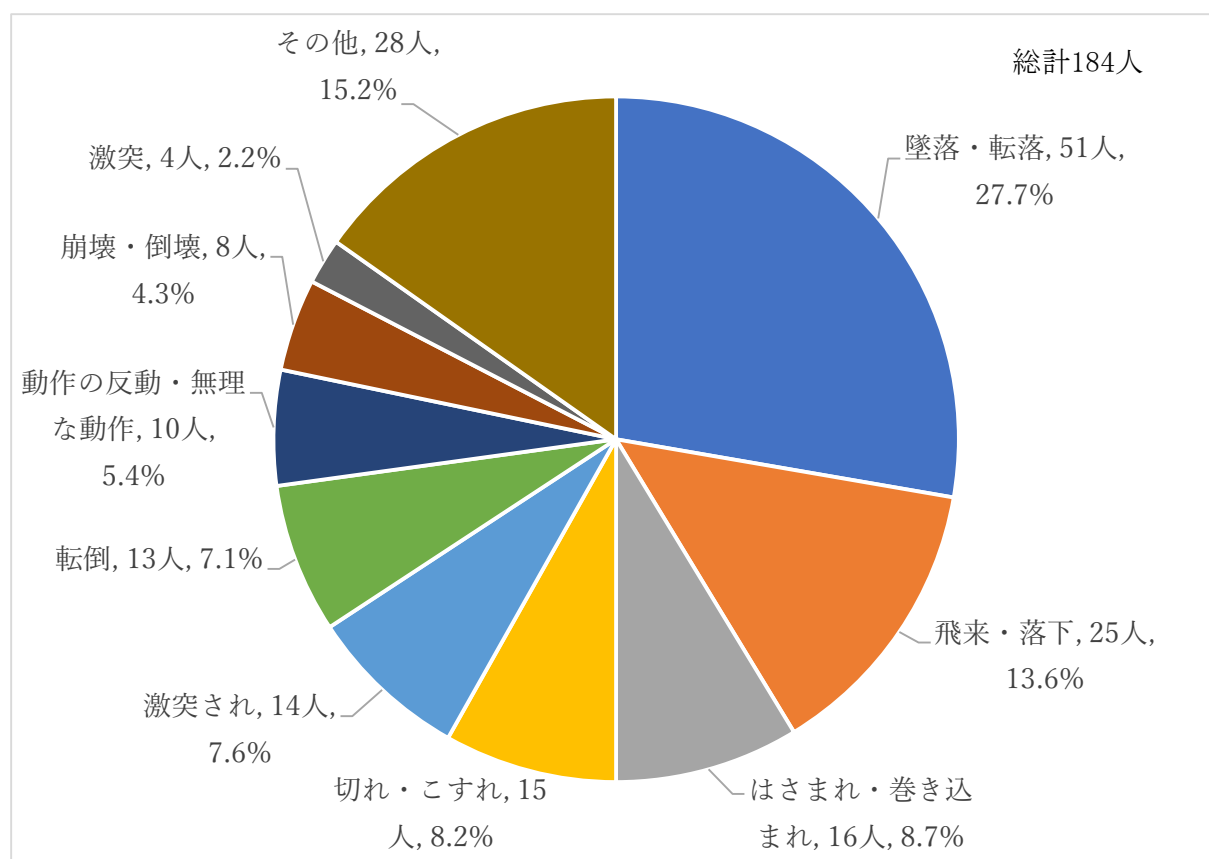
（４）墜落・転落災害の防止対策の充実強化

①労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多く、佐賀県内の建設業において、令和4年（2022年）には、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害により、

51人の労働災害（休業4日以上）が発生し、全体の27.7%を占めている（図－6）。平成31年にフルハーネス型墜落制止用器具の使用が原則義務化されたが、墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案が引き続き多い。このため、墜落・転落災害の更なる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底、特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人ひとりの危険感受性を向上させるための取組の促進を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。



図－6 建設業の事故の型別労働災害発生状況（令和4年）

（出典：佐賀労働局「業種別労働災害の動向 建設業（平成20年～令和4年）」）

【佐賀県の主な取組】

・元請負人に対する、安全衛生経費等の適切かつ明確な積算に向けた指導（再掲）

【国の主な取組】

・ **臨検監督等による監督指導**

労働基準監督署による臨検監督等において、墜落・転落防止措置の状況を確認し、問題が認められた場合には、立入禁止措置等を含めた是正・改善指導を行う。

・ **労働安全衛生法令の周知啓発**

説明会・講習会、安全パトロール等において、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）に適合したハーネス型墜落制止用器具の適切な使用及び一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする「改正労働安全衛生規則」等、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生法令について周知啓発を図る。

② **墜落・転落災害防止対策の充実強化**

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化のほか、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図るとともに、その周知とフォローを行う。

【佐賀県の主な取組】

・ **ガイドライン等の周知**

「手すり先行工法等に関するガイドライン」等の墜落・転落災害防止に係るガイドライン等について、民間工事を含め周知啓発を図る。

【国の主な取組】

・ **臨検監督等による監督指導（再掲）**

・ **労働安全衛生法令の周知啓発（再掲）**

・ **ガイドライン等の周知啓発**

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の一層の普及促進を図るため、周知啓発を図る。

また、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」等、墜落・転落災害防止に係るガイドライン等について、民間工事を含め周知啓発を図る。特に「手すり先行工法等に関するガイドライン」については、民間工事の普及が低調であることから、重点的に民間工事に対する周知啓発を図る。

【関係団体の主な取組】

(建設業労働災害防止協会 佐賀県支部)

・足場等からの墜落・転落災害の防止

- 墜落・転落災害を防止するための基本事項の確認
- 足場用墜落防止用設備の作業開始前点検の徹底
- フルハーネス型安全帯の適正使用の徹底

・はしごや脚立からの墜落・転落災害の防止

「はしご等」を起因物とする死亡災害が、令和2年（2020年）に比べて約2.3倍と大幅増加（6件→19件）していることから、次の取組を行う。

- ・はしごを使う前に「作業前8つのチェック」、脚立を使う前に「作業前10のチェック」等の広報チラシの配布による安全衛生意識の醸成
- ・墜落時保護用のヘルメット着用の推奨
- ・各種講習会における正しい脚立の使用法の実演による安全衛生意識の醸成



【正しい脚立の使用法実演①】



【正しい脚立の使用法実演②】

・墜落・転落災害撲滅キャンペーン

- 例年、8月1日から9月10日までの間、建設業労働災害防止協会主唱による「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施
- 期間中は安全施工サイクルの作業開始前点検に「朝の全事業者一斉足場点検」を実施

・各種安全衛生教育

- 足場の組立て等作業主任者技能講習
対象：つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者
- 足場の組立て等の業務に係る特別教育
対象：足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する者
- 施工管理者等のための足場点検実務者研修
足場点検について施工管理者は十分な知識、経験を有する者を指名することとされていることから、足場の点検、記録等が十分に実施できる能力を有する者を育成するため施工管理者等に対して教育を行う。
- フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
対象：高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型の物を用いて行う作業に係る業務を行う者

(佐賀県電気工事業工業組合)

・ **墜落・転落災害の防止対策の充実強化**

電気工事業は高所での作業が多々あり、令和4年(2022年)1月2日からフルハーネス型墜落制止用器具の着用義務化が施行されたことから、組合員を対象とした特別教育を実施するとともに、未受講者には受講促進を図り、法令遵守の上で、工事施工するよう周知する。



(佐賀県鉄筋工事業協同組合)

・ **専門工事業者等の安全衛生活動支援事業**

- フルハーネス型安全带特別教育講習



(5) 健康確保対策の強化

① 熱中症、騒音による健康障害防止対策

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

【佐賀県の主な取組】

・ **県ホームページでの注意喚起**

環境省熱中症予防情報サイトからの県内暑さ指数(予測値)等の情報を県ホームページ等で提供し、熱中症の予防等について啓発する。

【国の主な取組】

・ **熱中症防止対策の周知啓発・指導**

5月から9月までを「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」期間として、暑さ指数(WBGT)の把握及び暑さ指数に応じた対応等熱中症防止に係る取組について、報道機関への広報及び各関係機関・団体等への周知要請を行うとともに、説明会、パトロール、労働基準監督署による臨検監督等あらゆる機会に周知啓発を行う。

また、労働基準監督署による臨検監督等において、状況に応じて必要な指導を行う。

・ **騒音による健康障害防止対策の啓発・指導**

説明会、パトロール、労働基準監督署による臨検監督等あらゆる機会に、令和5年4月に改

正された「騒音障害防止のためのガイドライン」について周知を図る。

また、労働基準監督署による臨検監督等において、状況に応じて必要な指導を行う。

【関係団体の主な取組】

(建設業労働災害防止協会 佐賀県支部)

・熱中症防止対策

夏季を中心に建設現場で熱中症が多発していることから、暑さ指数(WBGT)の活用、温湿度等の把握、休憩設備の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努め、予防対策等を徹底する。

・騒音による健康障害防止対策

騒音に長期にさらされる場合の難聴は、必然性をもって発症することから、騒音障害防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」(令和5年4月20日付け基発0420第3号)の順守の徹底に努める。

(佐賀県建設労働組合連合会)

現場パトロールにて熱中症予防のチラシを配りながら注意喚起を行い、県内15支部での機関会議で予防対策などを確認しながら現場での対応の周知を行う。

(佐賀県電気工事業工業組合)

組合員に対し、上部団体と作業服メーカーの提携による熱中症対策の「空調服(ファン付ウェア)」の斡旋販売を行い、建築現場の環境改善の一環として、現場作業による服装として透湿性及び通気性の良い服装の着用等を推奨するなどの啓発を実施

②解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による労働者の健康障害を防止するため、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る。

【佐賀県の主な取組】

・建設業者説明会における石綿ばく露防止対策の徹底等の周知

建築物石綿含有建材調査者等による事前調査や報告、石綿関連規制の改正等について、建設業者説明会において周知を行う。

【国の主な取組】

・改正石綿障害予防規則の周知等

「建築物石綿含有建材調査者」等による事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告等、改正石綿障害予防規則に基づく措置等の実施について周知啓発を行う。

また、労働基準監督署において臨検監督等を実施し、必要に応じて指導を行う。

・建築物の解体・改修作業の発注者に対する周知啓発

建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合に、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう周知啓発を図る。

【関係団体の主な取組】

（建設業労働災害防止協会 佐賀県支部）

建築物等の解体又は改修の作業を行うときには、対象建築物等の石若含有建材使用の有無についての調査が必要とされ、一定の講習を修了した建築物石綿含有建材調査者等が調査を行うことが義務付けられている。

調査の結果、石綿含有建材が使用された建築物の解体等の作業を行う際には作業主任者を選任し、作業従事者は特別教育の受講が必要となる。

このため、引き続き、一般建築物石綿含有建材調査者講習及び石綿取扱い作業従事者特別教育を実施する。

（佐賀県建設労働組合連合会）

- ・解体・改修工事において、石綿が使用されていることが明らかになった場合の適切な対応を厚生労働省のパンフレットなどを活用して広報を行う。
- ・石綿特別教育・石綿作業主任者・石綿調査者等の必要な講習について他機関での案内を行いながら必要に応じて受講するよう周知・広報を行う。

③新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。

【佐賀県の主な取組】

・ **新興・再興感染症発生・まん延時における医療体制の確保**

新興・再興感染症に係る都道府県と医療機関等がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組み等に基づき、新興・再興感染症発生・まん延時においても感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図る。

また、同協定の締結状況や履行状況等について、患者の適切な選択に資することにも留意し、ホームページ等で公表・周知する。

【国の主な取組】

・ **新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の周知啓発**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期等において、厚生労働省が示した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した感染防止対策について、周知徹底を図る。

・ **新型コロナウイルスに関するQ&Aの周知**

新型コロナウイルス感染拡大期等において、感染が疑われる場合の対応、休業、労災補償等を含め対応等について厚生労働省が示した「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」、「新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）」の周知徹底を図る。

【関係団体の主な取組】

(佐賀県建設業協会)

・ **政府方針の遵守と推進**

ホームページ等を活用した周知広報やエッセンシャルワーカーとしてインフラ整備等の工事継続

(佐賀県建設労働組合連合会)

国の示す方針を踏まえ、情報提供を行いながら対応

(佐賀県電気工事業工業組合)

国、県での対策指針をもとに、組合独自の「感染症対策マニュアル」を作成し、ホームページ等にアップして組合員に感染対策の周知徹底を行う。

(6) 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善

① 女性の活躍促進

建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、「女性の定着促進に向けた建設産

業行動計画」等に基づき、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする「働きつづけられるための環境整備」等の取組を官民一体となって推進する。

【佐賀県の主な取組】

・ 女性活躍推進セミナー

女性活躍を推進するネットワークを構築し、建設業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立による就業継続を実現することを目指す。

・ 子育て世代を対象とした就職につながるイベントの開催

・ 職場環境改善に取り組む事業者への専門家（社会保険労務士等）派遣（再掲）

・ ワーク・ライフ・バランス優良企業や認定制度の周知広報や、短時間勤務など多様な働き方の普及促進（再掲）

・ 働き方改革専門コンサルタントによる個別支援及び取組過程や成果の周知（再掲）

【国の主な取組】

・ 助成金制度の活用

女性の就労環境の整備や職業能力向上のための技能実習等を受講させた事業主等、及び仕事と育児等の両立支援に取り組む事業主等に対して助成金を支給する。

・ 「えるぼし」、「くるみん」認定取得制度の周知

女性活躍促進や次世代育成支援等に関する取組状況が優良な事業主を認定する制度の周知を図る。

【関係団体の主な取組】

(佐賀県建設業協会)

・ さがん建設女子の会の活動

土木系技術者を中心とした女性の会の活動として、県庁女性技術者との意見交換会や工業系女子高校生との懇談会の実施

・ えるぼし、くるみん等の取得推進

(佐賀県電気工事業工業組合)

上部団体で『もっと女性が活躍できる電気工事業界を目指す』ことをテーマに、2018年度より「女性活躍推進事業」を開始し、現在、全国で14組合が「女性部」を設立しており、当組合でも女性部設立に向けて準備を進めていくこととしている。

②増加する外国人労働者の労働災害への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が増加していることに鑑み、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の開発を促進する。

【佐賀県の主な取組】

- ・ コミュニケーション向上セミナーや事業所内研修の開催
外国人労働者とのコミュニケーション方法の研修を開催

【国の主な取組】

- ・ 外国人労働者にわかりやすい方法での安全衛生教育の推進

母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人にわかりやすい方法での安全衛生教育の実施について周知啓発を行う。

- ・ 外国人労働者安全衛生管理セミナーの周知

外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられており、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する外国人労働者安全衛生管理セミナー（厚生労働省による委託事業）について周知を行う。



【外国人労働者向け安全衛生教材リーフレット】

【関係団体の主な取組】

(建設業労働災害防止協会 佐賀県支部)

外国人労働者に対し、安全衛生教育を実施する場合、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど当該外国人が理解できる方法により行う。特に建設機械、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法について確実に理解が得られるように努める。

また、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」については、建災防が開発した5か国語対応のユニバーサルデザインである「建災防統一安全標識」を活用する。



【建災防統一安全標識】

(佐賀県建設労働組合連合会)

当組合の母体である全建総連（全国建設労働組合総連合）が特定技能外国人の受入れ支

援として、JAC（一般社団法人建設技能人材機構）の正会員となり、組合員事業所の受入れに必要な証明書等の発行を行っており、当組合を通じて事業所で受入れた外国人に対してはJACの共通行動規範に合わせて、安全確保に必要な技能、知識の向上の支援や安全衛生教育や安全衛生管理を行うよう指導を行いながら対応

③高年齢労働者の安全及び健康の確保

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組の促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組を進める。

【佐賀県の主な取組】

- ・ 事業主、人事労務担当者向けに高齢者雇用に関する講演と企業の事例発表を行うセミナーの開催（佐賀労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部と共催）

【国の主な取組】

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく取組に関する周知啓発、指導

説明会・講習会、労働基準監督署による臨検監督等において、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく取組について周知啓発を行うとともに、状況に応じて必要な指導を行う。

- ・ エイジフレンドリー補助金の周知

説明会・講習会、労働基準監督署による臨検監督等において、厚生労働省が実施するエイジフレンドリー補助金の周知を行う。

- ・ 転倒災害防止対策の周知啓発

高年齢労働者の転倒労働災害が多発しており、説明会・講習会、労働基準監督署による臨検監督等において転倒災害防止対策の周知啓発を行うとともに、状況に応じて必要な指導を行う。



【転倒災害防止リーフレット】

【関係団体の主な取組】

（建設業労働災害防止協会 佐賀県支部）

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境改善等の取組を進める。
- ・ 加齢による運動機能の低下などにより、高年齢労働者の転倒のリスクは高くなることか

ら、「作業通路の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消」、「危険個所の表示等の危険の見える化の実施」、「4 S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床や通路等の安全確保並びに照度の確保」などの各種転倒災害防止対策を進める。

（佐賀県建設労働組合連合会）

- ・高所作業は転倒・墜落での災害の事故の危険性が高くなっているため、現場での作業内容や体力面を考慮しての配置など機関会議での周知を行う。
- ・現場パトロールで対象者がいた場合は、安全面など指導を行いながら対応

（7）担い手の確保・育成の推進

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業の働き方改革を通じた建設工事従事者の処遇の改善や先進技術の振興を含めた地位の向上、イメージアップを図りつつ、建設業を魅力的な職場とし、中長期的な担い手の確保・育成を進めていく必要がある。

担い手の確保に向けては、将来を担う若者等に対し、働き方改革による処遇改善や地位の向上、イメージアップなどの建設業の魅力・やりがいを積極的に発信することが重要であることから、関係機関と連携しながら、建設業の魅力などを伝える出前教室（講座）や工事現場見学会を実施するなど、積極的に建設業の魅力発信に取り組む。

【佐賀県の主な取組】

・ 新たな担い手の確保

- 建設業出前教室
 - ・工業系高校2年生を対象とした「建設業若手就業者との意見交換会」
 - ・工業系高校1年生を対象とした「建設業基礎講座」
- 建設業現場体験会
 - ・工業系高校生を対象とした工事現場体験会
 - ・小学生の親子を対象とした親子現場体験会
- 建設業合同企業説明会
 - ・高校2年生を対象に県内建設業者が参加する合同企業説明会を開催
- 建設業魅力発信



【建設業若手就業者との意見交換会】



【工事現場体験会】 【親子現場体験会】



【建設業合同企業説明会】

- ・建設業の魅力を伝えるコンテンツ（動画、コミック等）を作成、将来の担い手となる中学生や高校生にPRを実施

○ 建設業ICT施工体験

- ・工業系高校1年生を対象とした先進のICT重機の操縦体験などICT施工を体験

・若手育成支援セミナー

県内建設業の将来を支える若年建設業就業者が必要とする知識・能力を養えるよう支援するとともに、若年建設業就業者の定着・活躍を目指す。

・土木フェア

県民に建設産業と土木工学への親しみと理解を深めるためのPR活動を行う。

・SAGA建設技術フェア（(公財)佐賀県建設技術支援機構主催の同フェアに共催）

建設分野（土木・建築）の技術・工法・製品などについて産学官における技術情報の交流の場を提供し、建設分野の技術開発や新技術導入の促進を図るとともに、高校生・大学生を含む一般の方々に建設業界の魅力や社会資本整備の必要性について理解を深める。



【ICT施工体験】



【関係団体の主な取組】

（佐賀県建設業協会）

・新たな担い手の確保

- 幼稚園、保育園
 - ・砂場抗菌化ボランティア活動
- 小中学校
 - ・出前授業（小中学校）
 - ・こども建設新聞の発刊（小学校向け、3地区）
 - ・夏休み親子防災教室（小学生親子対象）
 - ・夏休み親子インフラ見学会（小学生親子対象）
- 工業系高校
 - ・工業系高校教諭との懇談会
 - ・県が行う出前教室への協力
 - ・工業系女子高校生との懇談会（再掲）
- 意見交換会
 - ・県女性技術職員と女性技術者の会との意見交換会（再掲）



【出前授業（小中学校）】

- 広報事業
 - ・ 防災・減災ハンドブックの無料配布
 - ・ 佐賀新聞等での災害対応活動等の紹介
- 学生のインターンシップ受入れの推進
 - ・ 2年に1度インターンシップ受入れ企業の調査並びに工業系高校への情報提供
 - ・ 土木フェア（再掲）
 - ・ SAGA建設技術フェア（(公財)佐賀県建設技術支援機構主催の同フェアに共催）（再掲）

（佐賀県建設労働組合連合会）

・ 人材育成の取組

県内4か所の認定職業訓練校（建築科・左官科）において、後継者育成のため技術指導を行う。

（認定職業訓練校とは、高い技術を持つ後継者を育成するため、厚生労働省及び県の認定を受けて運営されている。現在県内に4か所で開校、多数の訓練生が働きながら技術を学んでいる。高度な技術を身に付けておけばあらゆる現場に対応できることから、手工具を中心とした伝統構法の継承を指導方針にしている。）



（佐賀県電気工事業工業組合）

・ 新たな担い手の確保

佐賀県立産業技術学院との事業連携協定のもと、学院生へのインターンシップ事業の推進、合同会社説明会の実施、青年部とのディスカッション等交流事業を行いながら、業界PRや電気工事業の魅力伝える活動を実施する。

また、工業系高校生に対しての電気工事業説明会や子供を対象とした工作教室等を行い、電気工事へのやりがいや電気の楽しさに触れる活動も積極的に行う。

- 合同会社説明会
 - ・ 産業技術学院生を対象に、県内工事業者のPRの場を設けて説明する。
- 高校生への電気工事業出前授業
 - ・ 工業系高校からの依頼により、電気工事についての資格や多岐にわたる工事内容、やりがいや達成感等を分かりやすく説明する。



○ 子供たちへの工作教室、体験教室

- ・ 子供の頃から電気に触れることで、電気の仕組みや楽しさ、ものを作る喜び等を感じてもらい、将来的に電気工事や工業系に進んでもらいたいとの思いで子供たちへの教室を開催する。



(佐賀県鉄筋工事業協同組合)

・ 新たな担い手の確保

○ 出前講座

佐賀県立産業技術学院の建築技術・設計科2年生を対象とした「鉄筋組立実習の講義」、工業系高校2年生を対象とした「鉄筋組立実習」を行う。



【産業技術学院 組立実習の講義】



【工業系高校 組立実習】

・ 建設労働者確保育成

○ 若年技能者人材育成支援等事業

ものづくりマイスター派遣による実技指導



【ものづくりマイスター派遣】

第4 佐賀県計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、佐賀県、厚生労働省佐賀労働局、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所、建設業関係団体で構成する「佐賀県建設工事従事者安全健康確保推進会議（以下「推進会議」という。）」等により、市町等に広く情報提供され、市町等と相互に連携・協力することで、施策や取組を推進する。

また、佐賀県計画に記載している取組例については、市町等においても取り組まれるよう、推進会議においてフォローアップを行う。

なお、佐賀県計画の定める施策について、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

「佐賀県建設工事従事者安全健康確保推進会議」

(構成員)

- 【佐賀県】 建設・技術課
建築住宅課 施設整備室
産業人材課
- 【国】 佐賀労働局 労働基準部健康安全課
九州地方整備局 佐賀国道事務所
- 【関係団体】 一般社団法人佐賀県建設業協会
建設業労働災害防止協会 佐賀県支部
佐賀県建設労働組合連合会
佐賀県電気工事業工業組合
佐賀県鉄筋工事業協同組合